

原 第 266 号
平成 30 年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛
(防災部原子力安全対策課)

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」
に基づく意見について（照会）

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 5 月 22 日に中国電力㈱から事前了解願いの提出のあった、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性申請について、県の対応を下記のとおりとしました。

つきましては、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、貴殿のご意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。

記

1. 中国電力㈱が、原子力規制委員会の審査を受けるため、島根原発 3 号機の新規制基準適合性申請を行うことについて、了解する。
2. 安全協定第 6 条第 2 項の規定に基づく最終的な了解については、原子力規制委員会による審査終了後、国から安全性や必要性、住民の避難対策等について説明を受けた後に判断する。
3. また、今回の了解に当たっては、中国電力㈱及び国の関係機関に対して、別紙 1～4 による諸事項について要請する予定。

中国電力への要請事項（案）

1. 原子力規制委員会の適合性審査については、審査の状況や安全対策の追加・変更等の状況を、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）に対して適切に説明するとともに、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
2. 地震・津波評価等については、常に最新の知見を取り入れ、安全対策に適切に反映すること。
3. シビアアクシデント対策については、その有効性や影響を考慮し、安全対策に適切に反映すること。
4. 安全対策については、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても、充実・強化を図るよう適切な取組を継続して行うこと。その際、過去のトラブル等による教訓が発電所の安全を確保するための活動に継続的に反映されるよう、十分考慮すること。
5. 島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に安全対策の実施に取り組むこと。
6. 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。
7. 関係自治体に対しては、それぞれ誠意を持った対応を行うこと。

原子力規制委員会への要請事項（案）

1. 適合性審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
2. 地震・津波評価等については、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか、十分に審査いただきたい。
3. シビアアクシデント対策については、その有効性と影響が適切に考慮されているかも含め、十分に審査いただきたい。
4. 安全対策については、施設・設備面だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面についても、十分に審査いただきたい。
5. 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見や国内外の最新の知見については、その都度、必要に応じて規制基準に反映するなど、原子力規制のより一層の充実・強化に取り組んでいただきたい。
6. 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市や、その住民に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
7. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、国が前面に立って必要な取組を進めていただきたい。

経済産業省への要請事項（案）

1. 原子力の必要性や国のエネルギー政策等について、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市や、その住民に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
2. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、引き続き、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決に責任を持って取り組んでいただきたい。
3. 原子力発電所の放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組を進めていただきたい。

内閣府への要請事項（案）

1. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、国が前面に立って必要な取組を進めていただきたい。
2. 原子力防災会議で了承された避難対策については、住民に対して丁寧な説明を行っていただきたい。